

ベトナム

4~6月期、景気は加速

SMBC Asia Monthly

日本総合研究所 調査部

研究員 塚田 雄太

E-mail : tsukada.yuta@jri.co.jp

2015年4~6月期の成長率は+6.5%

2015年4~6月期の実質GDP成長率は前年同期比+6.5%と、前期(1~3月期:同+6.1%)から加速した(右上図)。この結果、1~6月の成長率は同+6.3%と2015年の政府目標(+6.2%)を上回った。統計総局は、需要項目別GDPの一部を公表し、最終消費の寄与度が+7.7%ポイント、資本形成が+2.3%ポイント、純輸出が-3.7%ポイントと、消費と投資が景気のけん引役であったことを明らかにした。実際、実質小売・サービス消費は、2015年入り以降、例年を上回る伸びを示しており、1~7月も同+8.3%と堅調を維持している(右下図)。

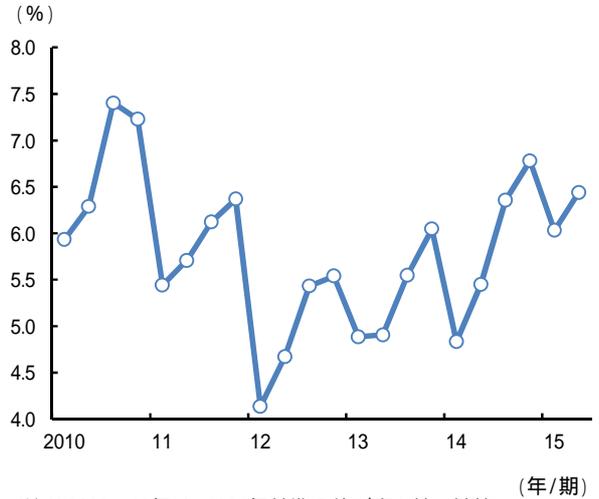
消費が堅調な背景として、物価が低位で安定していることが指摘できる。7月の消費者物価指数は、前年同月比+0.9%と前月(+1.0%)からやや低下した。財・サービス別にみると、国際原油市場の低迷が続くなか、輸送が同10.1%と物価の押し下げに寄与した。

改正企業法、投資法、住宅法が施行

一方、資本形成が加速した要因には7月1日より施行された、改正企業法、投資法、住宅法への期待の高まりがある。これらの法律は、2014年11月の国会で可決された。まず、改正企業法では、設立者の司法履歴書の提出の免除や株主総会の決議要件緩和などが盛り込まれた。次に、改正投資法では、投資禁止分野がこれまでの51業種から6業種に大幅に削減されたほか、条件付き分野についても、386業種から267業種に絞りこまれた。一方、改正住宅法では、これまでベトナム人の配偶者が、国家開発事業に貢献した者に限定されていた外国人の不動産購入が、ほぼすべての外国人・組織について、集合住宅の場合1棟の最大30%まで、戸建て住宅の場合1つの街区(例えばホーチミン市の場合、「区」の一段下の行政区分)で最大250棟までを上限として、購入が可能となった。

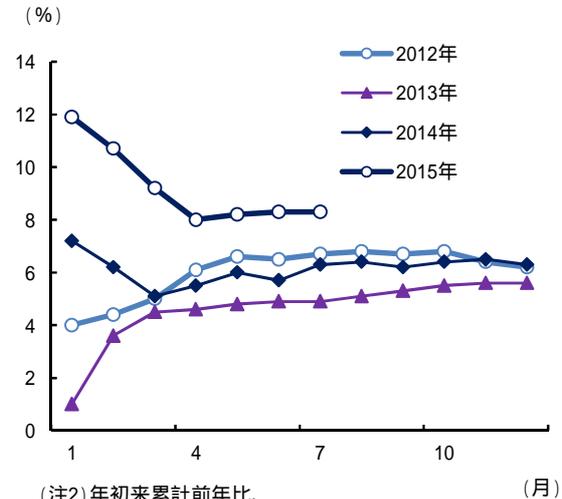
これらの法律の施行によって、対内直接投資や建設投資の増加が期待される。もっとも、いずれも運用にかかわる細則がまだ整備されておらず、改正企業法の施行日には企業担当者が関連官庁に押しかける事態が発生している。ズン首相は、細則の速やかな公表を指示しており、関連官庁の動向が注目される。

<実質GDP成長率>



(注1)2010~13年は、1994年基準の伸び率を基に計算。
(出所)CEIC、統計総局を基に日本総研作成

<実質小売・サービス消費の推移>



(注2)年初来累計前年比。
(出所)統計総局を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。